

転院搬送要請マニュアル

<転院搬送の要件>

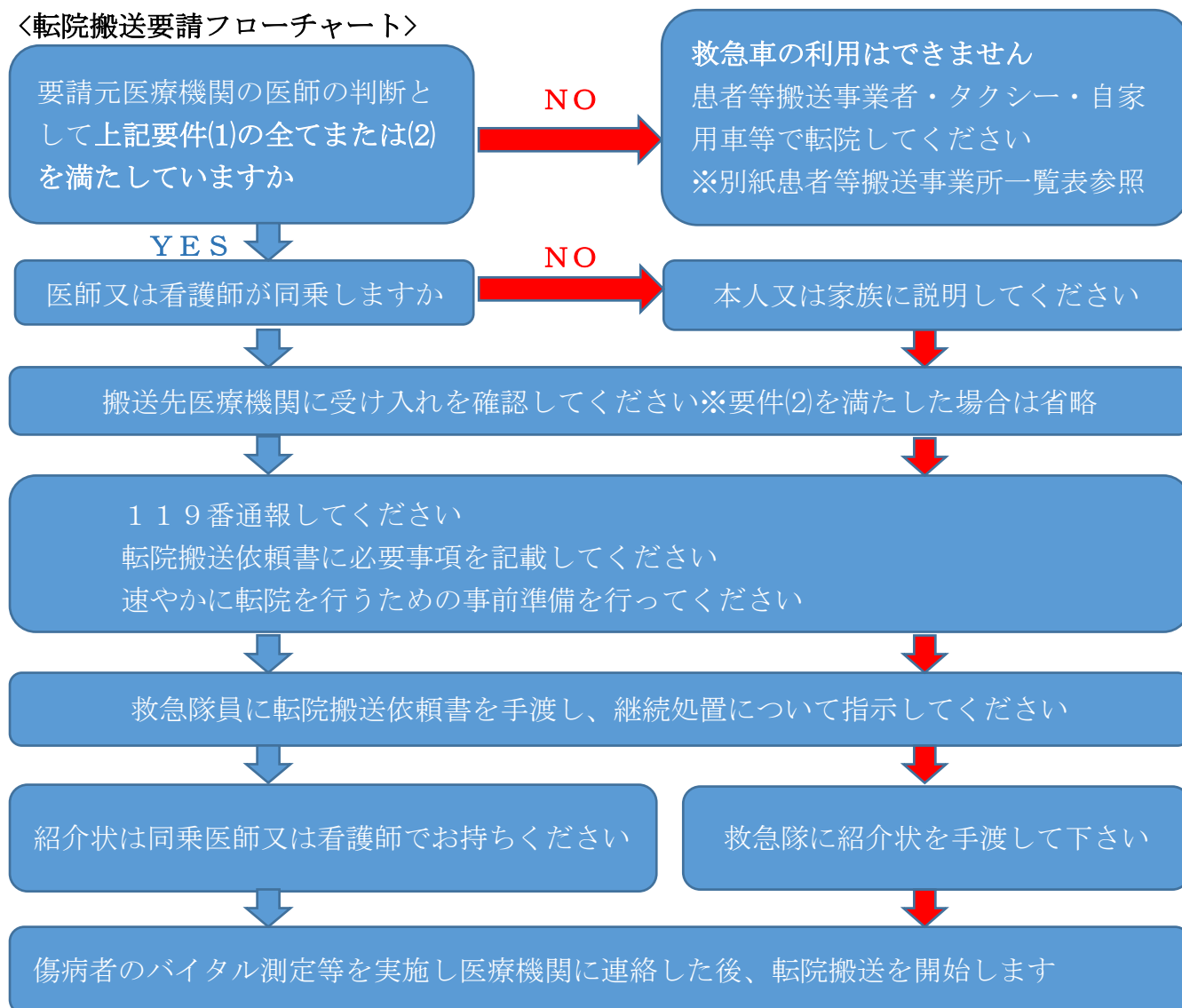
要件(1)

- ①緊急に処置が必要と考えられる場合。
- ②要請元医療機関での治療が困難であり、集学的または専門的医療が必要と考えられる場合。
- ③患者搬送車や病院所有の救急車が使用できない（搬送時の不測の事態に対処できない恐れがある場合を含む。）等、他の搬送手段がない場合。

要件(2)

- ①あらかじめ搬送先医療機関に受け入れを確認し、救急車の利用を指示された。

<転院搬送要請フローチャート>



※注意事項

- ・搬送中における傷病者の容態管理責任は要請元の担当医師です。
原則、要請元の医師の同乗、又は、医師が病状管理の必要がないと認める時は、医師の指示を受けた看護師の同乗が必要です。
いずれも同乗できない場合は、必ず患者本人、又は、家族の了承を得て下さい。
- ・例えば、検査目的によるものや、急性期を脱しリハビリ目的のための転院に救急車を利用するいわゆる『下り搬送』は原則認められません。
- ・同乗された医師、看護師を要請元医療機関へ送ることは原則できません。

患者等搬送事業所一覧表

緊急性がない場合は、下記参考の患者等搬送事業所（民間救急）や自家用自動車、タクシーなどを利用して下さい。

福岡市消防局が認定している患者等搬送事業所（民間救急）

清流タクシー（有）	福岡市早良区重留4丁目2-62
	092-804-1000
（有）大鵬タクシー	福岡市南区野多目5丁目10-45
	092-551-5311
西日本自動車（株）	福岡市中央区那の津5丁目4-3
	092-761-7160
南部タクシー（有）	福岡市城南区片江5丁目7-17
	092-871-2386
飯倉タクシー（株）	福岡市早良区東入部2丁目15-47
	092-872-3155

甘木・朝倉消防本部が認定している患者等搬送事業所（民間救急）

にこにこ介護サービス	朝倉市馬田1118-1
	0946-24-2507

鳥栖・三養基地区消防本部が認定している患者等搬送事業所（民間救急）

グリーンケアステーション	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人330-6
	0942-96-5800

久留米広域消防本部が認定している患者等搬送事業所（民間救急）

グリーンケアステーション	久留米市大善寺町宮本342-23
	0942-27-8236
久留米西鉄タクシー（株）	久留米市国分町御供田1596
	0942-21-0011
西日本観光タクシー（有）	久留米市六ツ門町2番地の7
	0942-32-3003 又は 0942-33-2251
トータルナーシングサービス	久留米市城島町城島287-1
	0942-62-3332
川島交通自動車（株）	久留米市大手町5-8
	0942-33-1551
久留米タクシー（株）	久留米市梅満町1608-1
	0942-32-5500